

令和5年第10回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年10月26日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時00分 ~ 閉会:午後2時12分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長:小室高志、教育長職務代理者:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏、教育委員:岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	次長:島村信之、次長:池田いずみ、学務課長:根本薫、指導課長:木村成雄、生涯学習課長:成田佳輝 学務課学校総務係課長補佐:木村拓夫、学務課学校総務係主任:根本知尋
議 案	議案第38号 筑西市立図書館指定管理候補者の選定について 議案第39号 筑西市立図書館の指定管理業務に係る仮協定の締結について 議案第40号 筑西市立図書館指定管理者の指定に係る議案の市議会提出について
議事の概要	教 育 長 : ただ今より、令和5年第10回筑西市教育委員会定例会を開会します。 2. 議事に入ります。議案第38号「筑西市立図書館指定管理候補者の選定について」、説明をお願いします。 生涯学習課長 : 議案第38号「筑西市立図書館指定管理候補者の選定について」、ご説明します。 市立図書館指定管理者の公募については、7月20日に開催された第7回教育委員会定例会において説明をさせていただき、委員の皆様から承認を得て行いました。 この度の市立図書館指定管理者の公募に対し、申請書の提出を受けたのは、「図書館流通センター・常総ビル整美共同企業体」のみでした。今回の選定については、プロポーザル方式を採用していますので、一事業者のみの応募ではありますが、提案の内容について審査を行いました。まず、第1次審査として、10月12日(木)に書類審査を行いました。審査委員には、副市長をはじめ教育長、関係部署の職員がその任にあたり、募集要項に記載した審査項目ごとに評価を行い、「図書館流通センター・常総ビル整美共同企業体」を第1次審査通過者として決定しました。第2次審査は、10月18日(水)に開催し、プレゼンテーションとヒアリングにより評価を行い、審査委員は、第1次審査と同じ職員が審査を行いました。 第2次審査終了後に、候補者選定会議を開催し、「図書館流通センター・常総ビル整美共同企業体」を市立図

書館指定管理候補者として適切な事業者と認め、選定いたしました。
説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第 38 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 38 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 38 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 39 号「筑西市立図書館の指定管理業務に係る仮協定の締結について」、説明をお願いします。

生涯学習課長： 議案第 39 号「筑西市立図書館の指定管理業務に係る仮協定の締結について」、ご説明します。
市立図書館の指定管理業務に係る仮協定書の締結についてですが、仮協定とは、指定管理対象となる施設の名称、指定期間、指定管理料の上限額について、指定管理候補者と仮の協定書を締結するものです。
指定管理対象の施設の名称は、中央図書館、明野図書館、関城分館、協和分館の 4 施設となります。指定期間は、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から 2029 年（令和 11 年）3 月 31 日までの 5 年間となります。指定管理料の上限額は、現段階では指定管理候補者からの提案額を上限額としていますが、今後、事業内容等について詳細協議を行い、限度額を適正に定めていきます。
本協定の締結については、市議会の議決を得て、両者の合意に基づき本協定を締結する運びとなります。
市立図書館の指定管理業務について、「図書館流通センター・常総ビル整美共同企業体」と仮協定の締結をしてよろしいかご審議願います。
説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第 39 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 39 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 39 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 40 号「筑西市立図書館指定管理者の指定に係る議案の市議会提出について」、説明をお願いします。

協 議

- 生涯学習課長： 議案第40号「筑西市立図書館指定管理者の指定に係る議案の市議会提出について」、ご説明します。
市立図書館指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、「普通地方公共団体は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」とされています。
つきましては、令和6年度からの市立図書館指定管理者の指定について「図書館流通センター・常総ビル整美共同企業体」としてよろしいか、市議会に指定管理者指定についての議案を提出するものです。
説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 教 育 長： ただいま、議案第40号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第40号について、賛成の方は挙手をお願いします。
- 各 委 員： 【挙手全員】
- 教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第40号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、3. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いします。
よろしいでしょうか。
以上をもちまして、令和5年第10回筑西市教育委員会定例会を閉会します。